

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (委員会の事務) 第12条 委員会の事務は、<u>総務部人事課並びに府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て、研究推進部研究支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (委員会の事務) 第12条 委員会の事務は、<u>人事課、府中地区事務部及び小金井地区事務部の協力を得て、研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。